

京都市告示第122号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき，平成28年5月24日付けで認可した稗口町内会，平成19年12月27日付けで認可した大原戸寺町会，平成11年1月26日付けで認可した本多山会館連合町内会及び平成9年3月14日付けで認可した醍醐北団地会について変更の届出があったため，同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年5月14日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 稗口町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	南村 淳	前田 雅史
代表者の住所 及び所在地	京都市上京区日暮通出水 上る稗口町161番地1 2	京都市上京区日暮通出水 上る稗口町161番地1 1

2 大原戸寺町会

	変更前	変更後
代表者の氏名	松田 順一	保院 俊之
代表者の住所	京都市左京区大原戸寺町 98番地	京都市左京区大原戸寺町 323-2番地

3 大原戸寺町会

	変更前	変更後
代表者の氏名	保院 俊之	香川 謙仁郎
代表者の住所	京都市左京区大原戸寺町 3 2 3 - 2 番地	京都市左京区大原戸寺町 2 9 5 番地

4 本多山会館連合町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	三輪 一朗	宇野 成昌
代表者の住所	京都市東山区本町 1 5 丁 目 7 5 1 番地 2 2	京都市東山区泉涌寺東林 町 4 3 番地の 4

5 醍醐北団地会

	変更前	変更後
代表者の氏名	皆木 良介	小西 尋子
代表者の住所	京都市伏見区醍醐京道町 1 7 番地の 3	京都市伏見区醍醐大高町 1 1 番地の 1 7

(文化市民局地域自治推進室)